

V. 火山災害編

第1章 災害の予防計画

第1節 火山災害予防計画

第1 計画の方針

市は、火山現象による被害を最小にとどめるため、被害の防止、軽減を図る。

第2 火山の概況

国が設置する火山噴火予知連絡会により、今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえて「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」として、47火山が選定されている。

市内には選定された火山はないものの、大野市から近く、石川県と岐阜県との県境に位置する白山が選定されており、気象庁火山監視・情報センターにおいて火山活動を24時間体制で常時観測・監視している。

白山の火山災害時に登山道における入山規制等の防災対策が必要となる。

第3 白山火山防災協議会

市は、白山の火山活動が活発化した場合の総合的な避難対策を平素から関係機関が共同で検討する体制として、石川県、岐阜県、関係市町村、国等の関係機関が連携して設置する白山火山防災協議会に参画する。

また、平素からの白山火山防災協議会における登山者の避難等に係る共同検討を通じて、白山の火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上を図る。

第2章 災害の応急対策

第1節 防災気象計画

第1 計画の方針

市は、白山における火山災害は、広域に及ぶ可能性があることから、石川県、岐阜県、関係市町村、国等と十分に連携を図り、適切な入山規制や速やかな入山規制の周知等を行う。

第2 噴火警報・予報

1 噴火警報・予報の種類

(1) 噴火警報

気象庁火山監視・情報センターは、気象業務法第13条の規定により、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。なお、活動火山対策特別措置法第21条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱う。

(2) 噴火予報

気象庁火山監視・情報センターは、気象業務法第13条の規定により、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。

2 噴火警戒レベル

火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもの。噴火警報・予報に含めて発表する。

① 噴火警戒レベル導入火山

	名称	略称	対象範囲	発表基準等	噴火警戒レベル (警戒事項等)
特別 警報	噴火警報 (居住地)	噴火 警報	居住地又は それより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼ す噴火が切迫している状態と 予想される場合	レベル 5 (避難)
				居住地域に重大な被害を及ぼ す噴火が発生する可能性が高 まってきていると予想される 場合	レベル 4 (避難準備)
警報	噴火警報 (火口周辺)	火口 周辺 警報	火口から居住地域近 くまでの広い 範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影 響を及ぼす噴火が発生すると 予想される場合	レベル 3 (入山規制)
			火口から少し離れた 所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火 が発生すると予想される場合	レベル 2 (火口周辺情報)
予 報	噴火予報	—	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の 状態によって、火口内で火山 灰の噴出等が見られる場合	レベル 1 (平常)

② 噴火警戒レベル未導入火山

	名称	略称	対象範囲	発表基準等	警戒事項等
特別 警報	噴火警報 (居住地域) ※	噴火 警報	居住地又は山麓 及びそれより火口側	居住地域又は山麓に重大な被害 を及ぼす噴火が発生する可能性 が高まってきていると予想され る場合	居住地域 嚴重警戒 ※※
警報	噴火警報 (火口周辺)	火口 周辺 警報	火口から居住地域近 くまでの広い範囲の 火口周辺	居住地域の近くまで重大な影 響を及ぼす噴火が発生すると予 想される場合	入山危険
			火口から少し離れた 所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が 発生すると予想される場合	火口周辺危険
予 報	噴火予報	—	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状 態によって、火口内で火山灰の 噴出等が見られる場合	平常

※ 居住地域が不明確な場合は、「噴火警報（山麓）」と記載

※※居住地域が不明確な場合は、「山麓嚴重警戒」と記載

第3 火山情報等

1 火山の状況に関する解説情報

火山性地震の回数など火山活動の状況を知らせる場合に、気象庁火山監視・情報センターが発表する。

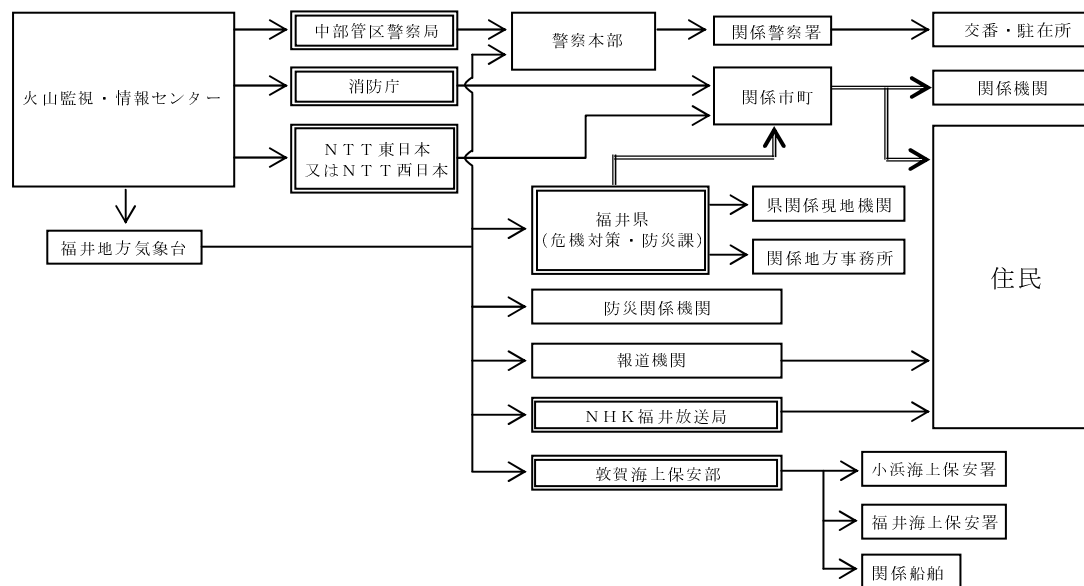
2 火山活動解説資料

防災活動の利用に適合するよう火山観測の成果、統計及び調査の成果等を編集した資料で、気象庁火山監視・情報センターが毎月又は必要に応じ作成し、発表する。

第4 噴火警報等の伝達

福井地方気象台は、火山監視・情報センター（気象庁地震火山部）が噴火警報・予報及び火山情報等を発表したときは、次のとおり速やかに各関係機関に伝達する。

[噴火予報・警報の伝達系統図]



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

第5 住民等への周知

火山噴火等により住民、登山者及び観光客の生命、身体等に危険がある場合には、平素からの白山火山防災協議会における検討結果に基づき、気象庁火山監視・情報センターが発表する噴火警報等に対応して、登山道における入山規制や、市が管理する区間より先の火口に近い登山道で入山規制が行われている旨の周知等を行う。

